

# 社会福祉法人山形市社会福祉協議会保育所型認定こども園つくも保育園運営規程

## (施設の名称等)

第1条 社会福祉法人山形市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 保育所型認定こども園 つくも保育園

（2）所在地 山形市銅町二丁目1番19号

## (施設の目的)

第2条 保育所型認定こども園つくも保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当園は、特定教育・保育の提供に当たっては、利用子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

2 当園は、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭と密接な連携の下に児童の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。

3 当園は、利用子どもの属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら利用子どもの保護者に対する支援及び地域の児童および子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

4 当園は、山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年山形市条例第19号。以下「市基準条例」という。）その他の関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

## (提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、以下に掲げる特

定教育・保育を提供する。

2 当園は、前項の特定教育・保育を提供のほか、当園に在園しない小学校就学前の概ね満6か月以上の児童の保護者の就労形態の多様化及び緊急時の場合等における保育需要に応えるため、次の各号に定めるところにより一時保育事業を行うものとする。

- (1) 特定教育・保育事業
- (2) 養護と教育のいった一体的な提供事業
- (3) 延長保育事業
- (4) 子育て家庭に対する支援事業
- (5) 給食・おやつ等の提供事業
- (6) その他特定教育・保育に係わる行事等事業

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、市社協の規定により役職や児童の受け入れ状況などにより因数が変動する場合がある。

- (1) 園長 1人  
園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 副園長 1人

副園長は、園長の職務を補佐するとともに、園長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 主査・主任 1人以上

園長、副園長を補佐し、保育園事業についての立案、支給認定、保護者からの相談対応及び地域子育て支援を行うとともに、リーダー以下の職員を統括する。

(4) リーダー 1人以上

主査、主任を補佐し、特定教育・保育計画の立案や保育内容について保育士の指導を行うとともに、担当するクラスの副リーダー以下の職員を統括する。

(5) 副リーダー 7人以上

主査・主任、リーダーを補佐し、特定教育・保育計画の立案や保育内容について保育士の指導を行うとともに、担当するクラス保育士以下の職員を統括する。

(6) 保育士及び保育教諭 16人以上

特定教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(7) 保育補助者 1人以上

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(8) 事務職員 2人

事務職員は、当園の事務を行う。

(9) 管理栄養士 1人以上

子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係わる献立を作成し、栄養管理及び当園全般の食育を行う。

(10) 調理員 2人以上

栄養士の作成した献立に基づき、調理業務及び食育に関する活動を行う。

(11) 看護師 1人

子どもの健康管理と当園全般の衛生管理の業務に従事するほか、0歳児保育の業務に従事する。

(12) 用務員 1人以上

用務員は、室内外環境整備等及び必要な雑務を行う。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日 から 6月30日 まで
- (2) 第2学期 7月1日 から 9月30日 まで
- (3) 第3学期 10月1日 から 12月31日 まで
- (4) 第4学期 1月1日 から 3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 次号ア及びイに定める日

- (2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年始休日（1月2日及び1月3日）

ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間は、午前9時から午後1時までとする。ただし、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午前7時から午前9時まで、午後1時から午後8時までの範囲で預かり保育を提供する。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時から午後6時までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時30分から午後4時

- 30分までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- 2 当園の開所時間は、午前7時から午後8時までとする。
  - 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

- 第10条 当園は、市基準条例第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。
- 2 当園においては、市基準条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
  - 3 当園は、市基準条例第13条第4項の規定により、別表2に掲げる実費を徴収する。
  - 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。
  - 5 当園は、一時保育及び預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表4に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

- 第11条 支援法第19条第1項第1号から第3号までに規定する小学校就学前子ども区分ごとの利用定員は、次のとおりとする。

区分	1歳未満	1歳以上3歳未満	3歳以上	計
1号	—	—	6人	6人
2号	—	—	63人	63人
3号	15人	36人	—	51人
合計	15人	36人	69人	120人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたとき

は、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、当園の教育理念に基づき決定する方法により選考する。
- 3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

- 第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。
- 2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
    - (1) 支援法第19条第1項第1号から第3号までに規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
    - (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
    - (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
    - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。
- 2 当園において事故が発生した場合は、山形市子ども未来課、保育育成課及び利用子どもの家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
  - 3 当園は、事故の状況及び講じた措置等について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずる。

(非常災害対策)

- 第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常

災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 市基準条例第19条に規定する市への通知に係る記録

- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
- (6) 保育所味同保育要録は、当該児童が小学校を卒業するまでの6年間保存

(雑 則)

第19条 この規程に定めるものほか、当園の運営及び管理に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
ICT活用費	保護者と施設の連携向上に必要な費用	月額 100円

別表2（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定子どもに係る給食費	食事の提供に要する費用を徴収 (副食費免除対象者は主食費のみ)	主食費 月額 1,000円 副食費 月額 5,000円
2号認定子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用を徴収 (副食費免除対象者は主食費のみ)	主食費 月額 1,000円 副食費 月額 5,000円
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	開催時、実費を徴収
カラー帽子代	生活上で使用するカラー帽子	購入時 実費を徴収
保険加入に係る保護者負担	園が加入する損害補償保険の保護者負担分	年額 500円
教材費	子どもが使用するクレヨン、自由画帳、はさみなどの購入費用	必要時 実費を徴収
写真販売	園生活の販売用写真の購入費	購入時 実費を徴収
絵本代	定期購読いただく絵本（月刊誌）代	年度ごと設定 実費を徴収

別表3（延長保育利用に伴う利用者負担）

項目	利用時間	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	① 午後 6時から午後 7時まで (保育標準認定の場合)	1回につき 200円
	②午後 7時から午後 8時まで (保育標準認定の場合)	30分毎に 100円 上記①に加算

(事前申請があった場合)	③午前 7 時から午前 8 時 30 分まで (保育短時間認定の場合)	1回につき 100 円
	④午後 4 時 30 分から午後 6 時まで (保育短時間認定の場合)	1回につき 100 円

- 1 表中の金額にかかわらず、事前申請があった場合で、1月につき16回以上の利用があるときは、1月につき3,000円（月額）とする。
- 2 事前申請がなかった場合は、1回につき500円とし、表中②のと5ときは30分毎の加算を行う。

別表4（一時保育・預かり保育の利用に伴う利用者負担）

項目	利用時間	金額
一時保育に係る利用者負担	①午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで (緊急保育の場合)	3歳未満の児童 1日につき 2,500 円 ※午前 4 時間だけの 午前 1300 円 3歳以上の児童 1日につき 1,300 円 ※午前 800 円
	② 午前 7 時から午後 6 時まで (非定型保育の場合)	児童の年齢及び保護者の市町村民税に応じて山形市が定める一時保育利用料金表に基づき決定した額
子どもの預かり保育に係る利用者負担	① 午前 7 時から午前 9 時まで	1回につき 150 円
	② 午前 1 時から午後 4 時まで	1回につき 100 円
	③ 午後 4 時から午後 5 時まで	1回につき 100 円
	④ 午後 5 時から午後 6 時まで	1回につき 100 円
	⑤ 午後 6 時から午後 7 時まで	1回につき 200 円
	⑥ 午後 7 時から午後 7 時半まで	1回につき 100 円
	⑦ 午後 7 時半から午後 8 時まで	1回につき 100 円

	<p>(休日) 土曜日・夏季休暇</p> <p>⑧ 午前 9 時から午後 1 時まで</p> <p>*無償化の対象となっている方は無償。それ以外の利用の方のみ有償とする。</p>	1 回につき 400 円
--	---	--------------

表中の金額のほか、一時保育事業を利用する児童から、給食・おやつ等に関する経費として1日につき次の金額を徴収する。ただし、3歳未満の児童については徴収しない。副食費について山形市の一時保育利用料金表に基づきA階層及びB O階層世帯並びに第3子については徴収しない。

①主食費 1日 50円（上限1,000円）

②副食費 1日 200円

